

三種町再生可能エネルギー発電施設設置に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、本町における再生可能エネルギー発電施設設置に当たり、事業者が遵守すべき事項と調整手順を明らかにすることにより、地域住民の良好な生活環境や自然環境、景観等を維持した上で、地域と共生した再生可能エネルギー事業を進めることを目的とする。

2. 対象施設

事業規模に関わらず、発電事業を目的とした次に掲げる発電施設の新設、増設又は環境、景観及び住民の生活に大幅な影響が及ぶ可能性がある改修（以下「設置」という。）を行う場合を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電施設については対象外とする。

- (1) 風力発電施設
- (2) 太陽光発電施設
- (3) 系統用蓄電池
- (4) その他発電施設

3. 対象地域

本ガイドラインの対象地域は、町内全域とする。ただし、本町に属さない場合であっても、本町に影響を及ぼすおそれがある場合は、本ガイドラインを適用する。

4. 調整事項

本町で発電施設を設置しようとする事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令及び国が策定するガイドラインを遵守し、次の調整を行うものとする。

- (1) 近隣住民の健康、生活環境、自然環境及び景観に与える影響を回避するよう十分配慮し、近隣住民との密接な連携のもと、良好な関係を保たなければならない。

また、住民から事業者へ申し入れがあった事項については、誠意をもって対応するとともに、その内容について町へ報告すること。

- (2) 発電事業の実施に伴い事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故が発生した場合や近隣住民との紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

- (3) 町に対する説明

ア 事前協議（届出）

事業者は、発電施設設置の計画概要が明らかになった時点で町へ事業概要を説明し、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する届出書（様式1）に以下の書類を添えて提出すること。

- ①再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（写）
- ②電力の接続契約（写）又は接続の約束が確認できる資料（写）
- ③風力発電施設の場合は、半径300mの円を図示し住宅等との距離が確認できるもの。それ以外の発電施設は、設置する場所の住宅等との距離が確認できる地図等
- ④事業開始から撤去までの事業実施計画書

- ⑤事業体制、運用開始後の連絡体制、不測の事態が生じた場合の責任の確約書
- ⑥事業終了後の撤去に係る確約書
- ⑦風力発電施設から300m未満の地権者、住民、周辺自治会、関係団体等からの承諾書又は同意書（写）
- ⑧環境影響評価を実施した場合の報告書
- ⑨近隣住民、地権者及び関係団体に対して実施した説明会の議事録

イ 工事着手の届出

事業者は、発電施設設置の工事着手7日前までに工事着手届出書（様式2）に係る書類を添えて町に提出すること。

ウ 工事完了の届出

事業者は、発電施設の工事完了後速やかに、工事完了届出書（様式3）に係る書類を添えて町に提出すること。

(4) 近隣住民、地権者、関係団体等に対する説明

ア 事前説明会の実施

事業者は、発電施設設置の計画概要が明らかになった時点で、近隣住民等（周辺自治会及び関係団体含む）に対して事業の計画や設置工事に係る施工方法等の事業内容を説明し、理解を得るように努めるとともに事業に対する意見の把握に努め、適切な対応を行うこと。

イ 環境影響評価を実施した場合は内容を報告すること。

ウ 工事着手及び完了を近隣住民等に報告すること。

5. 環境影響評価の実施

(1) 環境影響評価の実施

事業者は、発電施設設置に係る法令に基づく措置又は自主的な環境影響評価の実施に当たっては、環境保全や景観等の地域特性に配慮した調査及び評価に努めること。

(2) 環境影響評価の公表

事業者は、環境影響評価を実施した場合は、遅滞なく公表するように努めること。

6. 設置に当たっての基準

(1) 住宅等からの距離

住宅等から十分な保安距離（緩衝地帯）を設け、風力発電施設においては300m以上離れた場所に設置しなければならない。ただし、近隣住民等から承諾書又は同意書を得られた場合はこの限りでない。

なお、住宅等とは、住宅のほか学校、幼稚園、保育園、病院、保健福祉施設等の住民が利用する施設をいう。

(2) 道路からの距離

風力発電施設においては、全高のおおむね倍以上道路から離れるとともに植栽等を設けて遮蔽するなどの措置を講じなければならない。

(3) 騒音及び低周波について

最も近い住宅等において、環境省が定める騒音、低周波に係る環境基準及び参照値を超えないものとする。

(4) 電波障害等

テレビ電波や防災行政無線等に影響が発生しないよう影響の予測及び調査を行うなど十分配慮し、影響が回避できない場合には住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のために必要な措置を講じること。

(5) 日影・光害

ア 発電施設からの反射光や影、風車の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象等により、近隣住民の生活環境に影響を与えないよう、適切な措置を講じなければならない。

イ 発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合は、近隣住民や動植物へ影響を与えないよう十分配慮すること。

(6) 自然環境及び景観

ア 発電施設設置及び運用によって、動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること。

イ 発電施設設置に当たっては、秋田県の景観を守る条例（平成5年秋田県条例第11号）第6条の規定を遵守するものとする。

ウ 発電施設配置、デザイン、色彩は周囲の景観と調和を考慮し、発電施設及びその周辺に広告物を掲示する場合は、景観等を著しく阻害しないよう、管理上必要とされる最低限の広告物のみにすること。

(7) 文化財の保護

発電施設の設置に当たっては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）及び三種町文化財保護条例（平成18年三種町条例第104号）の規定により文化財を保護しなければならない。

(8) 災害防止

ア 法面の保護、崖地、湧水、軟弱地盤、土砂崩れ、雨水等に関して必要かつ適切な措置を講じ、発電施設が強風による風圧力その他外力に対して、耐久性に問題なく安全であるように設置し、災害防止に努めなければならない。

イ 土砂災害警戒区域、急傾斜地等には発電施設を設置してはならない。

ウ 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

7. 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、発電施設について、正常な機能を維持し、破損又は事故を未然に防止するよう努めること。設置後に破損又は事故が発生した場合には、速やかに原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を町に報告すること。

(2) 事業者は、発電施設の異常の発見時及び緊急時に連絡ができるよう、発電施設の名称、設置場所の住所、設備の発電出力、再生可能エネルギー発電事業者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を事業地内の見やすい場所に設置すること。

(3) 事業者は、事業地内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないよう十分に配慮すること。

(4) 事業者は、設置後に騒音、電波障害等が発生したときには、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を町に報告すること。

(5) 事業者は、設置場所での事業が終了した場合は、責任をもって発電施設を撤去し原状回復すること。

8. 町の施策等への協力

- (1) 事業者は、地域との共存共栄に向け、町及び町民が実施する環境学習等に協力するとともに、地域の催事等への参画や企業版ふるさと納税等を通じて、積極的に地域貢献に努めること。

9. その他

- (1) 本ガイドラインの適用前に特別措置法第9条第4項の規定による認定を受けている事業者は、「4. 調整事項」及び「7. 設置後の維持管理等」の遵守に努めるとともに、地域住民とのコミュニケーションを十分とり、合意形成を図ること。
- (2) 本ガイドライン、関係法令等を遵守しない事業者については、名称、事業概要等を公表することがある。
- (3) 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附 則

このガイドラインは、令和2年6月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和2年10月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和5年3月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から適用する。

(様式1)

年 月 日

三種町長 様

届出者

住所 (法人は所在地)

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

再生可能エネルギー発電施設の設置に関する届出書

三種町再生可能エネルギー発電施設設置に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	発電施設の名称	
2	発電施設の設置場所	
3	事業規模	
4	運転開始予定日	年 月 日
5	担当者	担当部署： 担当者名： 電話番号： Eメール：
6	関係書類 ①再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書 (写) ②電力の接続契約 (写) 又は接続の約束が確認できる資料 (写) ③風力発電施設の場合は、半径300mの円を図示し住宅等との距離が確認できるもの それ以外の発電施設は、設置する場所の住宅等との距離が確認できる地図等 ④事業開始から撤去までの事業実施計画書 ⑤事業体制、運用開始後の連絡体制、不測の事態が生じた場合の責任の確約書 ⑥事業終了後の撤去に係る確約書 ⑦風力発電施設から300m未満の地権者、住民、周辺自治会、関係団体等からの承諾書又は同意書 (写) ⑧環境影響評価を実施した場合の報告書 ⑨近隣住民、地権者及び関係団体に対して実施した説明会の議事録	

(様式2)

年 月 日

三種町長 様

届出者
住所（法人は所在地）
氏名（法人は名称及び代表者氏名）

工事着手届出書

三種町再生可能エネルギー発電施設設置に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	発電施設の名称	
2	発電施設の設置場所	
3	発電施設等所有者	氏名（法人は名称及び代表者氏名） 住所（法人は所在地） 電話：
4	工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
5	工事施工業者	事業者名： 住 所： 担当部署： 担当者名： 電話番号： Eメール：
6	発電事業開始予定日	年 月 日
7	関係書類	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の 認定書（写）

(様式3)

年 月 日

三種町長 様

届出者
住所（法人は所在地）
氏名（法人は名称及び代表者氏名）

工事完了届出書

三種町再生可能エネルギー発電施設設置に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	発電施設の名称	
2	発電施設の設置場所	
3	発電施設等所有者	氏名（法人は名称及び代表者氏名） 住所（法人は所在地） 電話：
4	工事完了日	年 月 日
5	工事施工業者	事業者名： 住 所： 担当部署： 担当者名： 電話番号： Eメール：
6	発電事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
7	関係書類	発電施設の写真